

Ⅱ. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について

1. 背景と意義

1-1 電気の供給を受ける契約における環境配慮の必要性と意義

国及び独立行政法人等の施設において使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、価格のみで判断をするのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で契約を締結することが、施設全体の環境負荷低減を進めるために重要である。調達者側から環境に配慮した契約を実施することにより、環境負荷低減の推進とともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりに資することが期待される。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に電気の供給を受ける契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものであり、契約方式の基本的考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明している。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、調達者が適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的考え方

電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮する。
- 温室効果ガス排出削減の観点から、二酸化炭素排出係数等による裾切り方式を採用（法附則第4項参照）する。
- 裾切り方式において、全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わない。
- 環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況）並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示状況を考慮する。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切り要件の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保する。
- 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本としつつ、必要に応じて複数の供給区域のグループ化を図る等適切な地域ごとに裾切り要件を設定する。
- 当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。
- 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮する。
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- 裾切り要件については毎年度見直しを検討する。（排出係数しきい値については適切なタイミングで原則引き下げることとする。）

2-2 裾切り方式

基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

(1) 裾切り方式の具体的要件

裾切り方式の具体的要件は、以下の2点とする。

1. 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示¹していること。
2. 以下のアからウの3つの項目を「必須項目」としたポイント制により評価し、合計点が一定の点数を上回ること。なお、調達者の判断により、「需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無」を「加点項目」として設定することも可能である。

ア. 二酸化炭素排出係数

イ. 未利用エネルギーの活用状況

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 必須項目について

ア. 二酸化炭素排出係数

最も重要な評価項目の二酸化炭素排出係数については、以下の値を用いることとする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数²（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）³

また、区分・配点の設定において、排出係数しきい値（全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値）を設定し、排出係数しきい値以上の二酸化炭素排出係数である小売電気事業者の配点を「0点」とする。これにより、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上の小売電気事業者には、実質的に入札参加資格が付与されないこととなる。

なお、排出係数しきい値は、地球温暖化対策計画や政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連施策と整合を図りつつ、前年度の全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成等を踏まえ、環境省において適切に設定⁴するものとし、また、適切なタイミングで原

¹ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新の改定版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

² 基礎二酸化炭素排出量（電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素排出量）に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量の割合で基礎二酸化炭素排出量を調整した量を加えて調整した量から、国内認証排出削減量等を控除した量を、当該電気事業者の販売電力量で除したものをいう。

³ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

⁴ 令和2年度分の契約における排出係数しきい値は超々臨界圧発電（USC）方式石炭火力発電相当の排出係数の0.810kg-CO₂/kWhとする。

則引き下げることとする。

イ. 未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気⁵の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度⁶により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー⁷

⁵ FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

⁶ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

⁷ グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家

の電力量 (kWh) (ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

- ④J-クレジット制度⁸により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(3) 加点項目について

「需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組」について、需要家としての省エネルギーの促進の観点から、調達者の判断により、裾切り方式のオプションとして評価する加点項目とすることができる。具体的な評価内容例としては、

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

などが考えられる⁹。

(4) 裾切り要件について

裾切り要件である「各評価項目の区分・配点」及び「入札参加資格の裾切り基準」については、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めることを踏まえつつ、調達者がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

- ① 公正な競争の確保の観点から、原則として複数の小売電気事業者の参入が可能な内容とすること。
- ② 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約できる内容とすること。
- ③ 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本に、施設固有の事情がない限り、同一供給区域内の施設については設定する基準は同一にすること。さらに必要に応じて複数の供給区域のグループ化も検討すること。
- ④ 裾切り要件については毎年度見直しを検討すること。また、排出係数しきい値については適切なタイミングで原則引き下げることとする。

裾切り要件の設定に当たっては、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者が全国から広く入札に参加することを促すための動機付けとなるよう、地域の実情を踏まえた上で、

消費電力量 (kWh) とする。

⁸ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

⁹ 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

可能な限り一定レベル以上を目指すことが重要である。このため、必要に応じ、評価項目である二酸化炭素排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、一般送配電事業者の供給区域ごとの小売電気事業者の参入状況、販売電力量の状況及び入札参加者数等を参考として複数の供給区域のグループ化を図るものとする。さらに、グループ化された地域を含め、各地域において裾切り要件の継続的なレベルアップを図ることにより、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の参入を促すことで、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減につながる。

なお、当該地域への小売電気事業者の参入状況、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切り方式に使用している評価値が毎年変動すること等を考慮し、適切な契約期間を検討する¹⁰とともに、裾切り要件については、毎年度見直しを検討することが望ましい。

また、低圧電力において、みなし小売電気事業者はユニバーサルサービスが義務付け¹¹られており、排出係数の悪化があり得ると想定されるため、低圧電力を対象とした裾切り要件の設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行うみなし小売電気事業者を含む複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。

以下に、上記の観点を踏まえて、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、具体的な各評価項目の区分・配点の例を示す。

◇具体的な区分・配点の例

区分例、配点例については (P)

【必須項目】

評価項目	区 分 例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
排出係数しきい値→	0.810 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.0 %以上	20
	3.0 %以上 5.0 %未満	15
	1.5 %以上 3.0 %未満	10
	0 %超 1.5 %未満	5
	活用していない	0
上記①～③の満点		100

【加点項目】 ※調達者において、設定するか否かを判断すること

④ 需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

¹⁰ 複数年契約の場合は、毎年度調達先である小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切りの評価項目を確認するとともに、各機関の排出量の変化を把握することが望ましい。また、複数年契約の場合にあっても、契約時においては、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を評価した環境配慮契約を実施するよう努めるものとする。

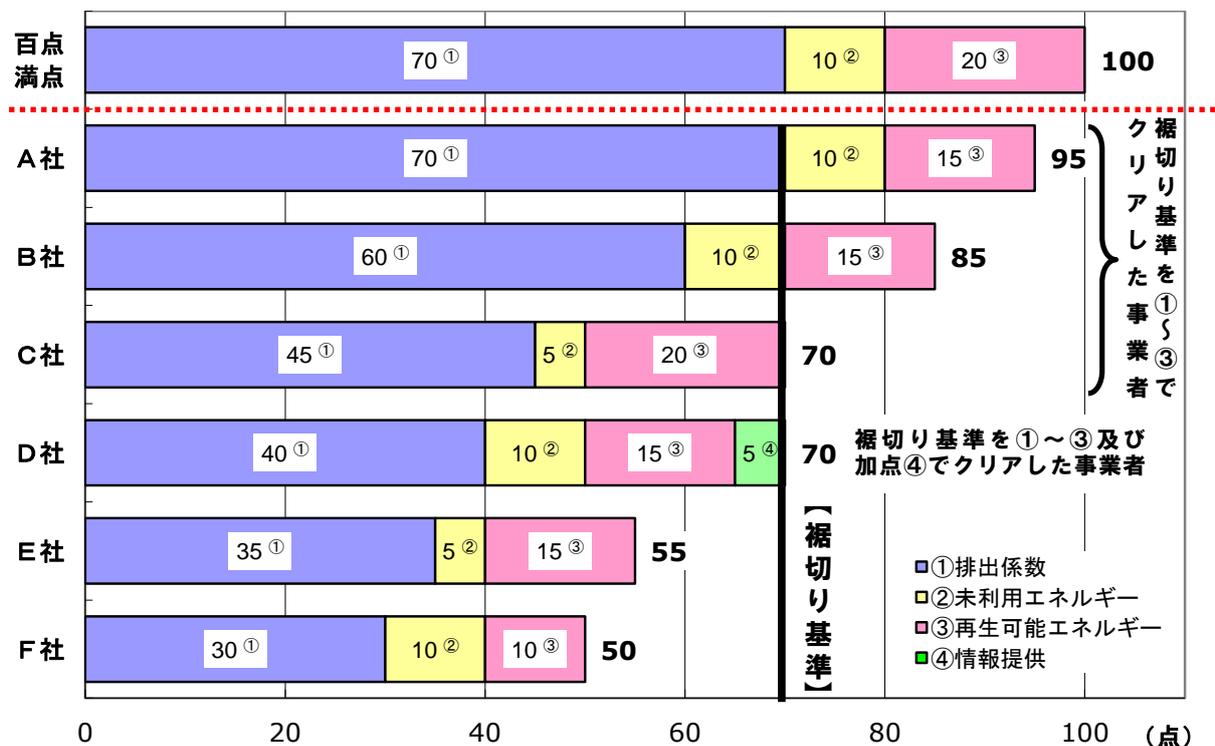
¹¹ 低圧電力については、当面の間は、みなし小売電気事業者が最終保障供給及びユニバーサルサービスの義務を負う。

上記の例において、必須項目のみ設定した場合で、②で5点、③で15点を獲得した場合、裾切り基準（70点）を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.500kg-CO₂/kWh未滿となる。

また、「需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組」を加点項目として設定した場合、②で5点、③で15点、④で5点を獲得した場合、裾切り基準を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.525kg-CO₂/kWh未滿となる。

入札参加資格の裾切り基準は、前述のとおり、調達者が適切に設定することとなるが、現在各府省庁等で実施されている裾切り方式においては、**70点**を裾切り基準としている（70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与える）ものが多い。

図Ⅱ-2-1は、70点を裾切り基準とし、①二酸化炭素排出係数の配点を70点、②未利用エネルギーの活用状況の配点を10点、③再生可能エネルギーの導入状況の配点を20点として、④需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を加点項目（5点）とした場合の具体的な裾切りのイメージである。



図Ⅱ-2-1 具体的な裾切りのイメージ

3. 契約方法等について

3-1 契約の対象

当該地域において、電気の供給が可能な小売電気事業者が3社以上存在する場合に、本契約方式を適用することとする。

3-2 仕様

裾切り方式により、電気の供給を受ける契約に係る仕様書の構成及び記載する内容例は、表Ⅱ-3-1のとおりである。なお、裾切り基準を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

表Ⅱ-3-1 仕様書の構成及び記載内容の例

記載項目	記載内容等（例）
件名	（契約予定施設名）における電気の供給を受ける契約の旨記載
需要場所等	需要場所、業種及び用途を記載
契約期間	契約開始日から契約終了日
供給電気方式等	供給電圧、計量電圧、供給電気方式、標準周波数等
契約電力	契約電力（最大電力）
予定使用電力量	予定使用電力量
電力量等の検針	自動検針装置の有無、電力会社の検針方法、計量器の構成
需給地点	需給地点の記載
電気工作物の財産分界点	電気工作物の財産分界点の記載
保安上の責任分界点	保安上の責任分界点の記載
燃料費、力率	燃料費、力率の変動による契約価格の改定について記載
電力使用実績	各月の最大電力の実績データ 電力使用量の実績データ（月別・日別・時間別等）

3-3 標準的な手続とスケジュール

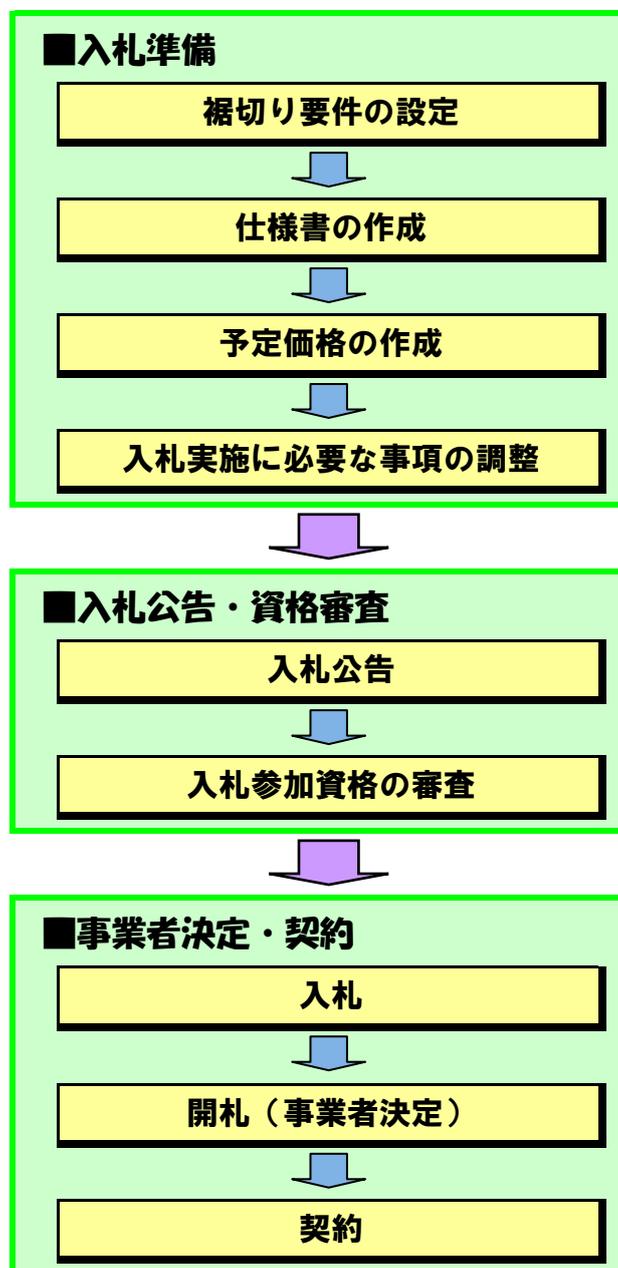
本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図Ⅱ-3-1のとおりである。以下に、図Ⅱ-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

(1) 入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。

- ③ 「予定価格の作成」については、前年度における電力使用量の実績データ等を踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。



図Ⅱ-3-1 裾切り方式に係る入札手続

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ①裾切り要件の設定」におい

て設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る審査書類に基づき審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。

（3）事業者決定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（事業者決定）、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札（事業者決定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって決定する。
- ② 「契約」については、落札者と落札決定から定められた期間内に契約を実施する。

3-4 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

（1）環境配慮契約を実施する場合

環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項に示されたとおり、裾切り方式は、「入札に付する場合」に適用することとなっている。このため、原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、入札に付する場合については、環境配慮契約を実施するものとする。

他方、低圧受電施設等の大部分は、入札に付す必要がある場合に該当する一定規模の電力調達規模（予定価格が予算決算及び会計令又は当該機関の会計規程等に定められた少額随意契約の対象に当たらない場合）に達しない状況にある。しかし、より低炭素な電気を調達する観点からは、環境配慮契約を実施することが重要であり、低圧受電施設等においても、可能な限り環境配慮契約の実施を促す必要があるものと考えられる。このため、調達・供給双方の入札手続の簡素化とともに、入札参加者の確保及び入札参加促進等の観点から、ある程度対象となる施設等をまとめて発注することができる場合については一括発注を行うことが現実的と考えられる。

こうした考え方を踏まえ、ある低圧受電施設の契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等における契約時期の調整¹²を行い、一括して発注を行うことを検討するものとし、可能な施設等を対象として環境配慮契約の実施に努めるものとする。

具体的には、調達者は複数の低圧受電施設等をまとめた一括発注の可能性について、以下の事項について検討の上、可能な範囲で環境配慮契約の実施に努めることが適当である。

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
 - 複数の施設の契約時期の調整を行い、同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年とすること【同一期間】
 - 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること
- 低圧の電力小売自由化が始まったばかりのこともあり、今後、当該地域において、より低

¹² 複数の施設等の契約開始日を揃える又は契約開始時期の不一致への対応を含めた仕様書を作成する。

炭素な小売電気事業者の参入もあり得ることから、契約期間は原則 1 年とし、毎年度見直しを行う裾切り要件の適用により、小売電気事業者の再評価を行うことが適当である。

(2) 入札に付さない場合

随意契約¹³等の入札に付さない場合（低圧受電施設等で予定価格が少額等の場合）は、環境配慮契約（裾切り方式）の実施は求められてはいない。

しかしながら、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達を図ることが重要であるため、調達者は、当該地域に電力を供給していて当該施設に電力を供給可能である小売電気事業者のうち、適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示するとともに、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する¹⁴ことで、より低炭素な電気が調達される可能性を増やす対応が求められる。なお、見積を徴する場合は、小売電気事業者が示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応と考えられる。

¹³ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる（会計法第 29 条の 3 第 5 項）。

¹⁴ 随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている（予算決算及び会計令第 99 条の 6）。

4. その他

4-1 調達者の役割

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切り要件（区分・配点等）について、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を参考とし、適切に設定する。
- 電気の合理的かつ適切な使用等に努め、特別な事情がない限り、使用する電力量は予定使用電力量を上回ってはならない。

4-2 その他必要な手続

調達者が契約業務を実施するに当たって、その他に留意すべき手続や内容について例示する。

- 仕様書の作成に当たっては、電気需給契約書（小売電気事業者と締結している契約書）等を参考に現行の契約内容を把握することが可能である。
- 入札参加資格の審査に当たっては、入札参加希望者に対し、参加資格に係る審査書類について、その根拠資料とともに提出を求め、調達者が設定した裾切り基準を満足するか確認する。
- 年間契約の場合の予定使用電力量は、原則として前年の年間使用電力量を上回らない範囲において、適切に設定するものとするが、契約期間内において契約施設の増改築や設備の拡張・更新等の前年の使用電力量から大幅に変動することが予め判明している場合にあっては、当該事情を考慮した予定使用電力量を設定する。

【参考】RE100 対応電気の調達について

1 新宿御苑における RE100 準拠の再生可能エネルギー電気の調達について

RE100 とは、国際環境 NGO の「CDP」とのパートナーシップの下、国際環境 NGO の「The Climate Group」が 2014 年から運営する、企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブである。Apple や Microsoft 等、世界の代表的企業も多数参加しており、グローバル規模で注目される取組となっている。

環境省は平成 30 年 6 月に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして RE100 に参画した。RE100 の取組の普及のほか、自らの官舎や施設において再生可能エネルギー電気の導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしている。

この取組の一環として、環境省では、新宿御苑を対象に、令和元（2019）年度の電気の調達において、RE100 の基準(RE100 TECHNICAL CRITERIA。32 ページに概要を説明)に準拠する再生可能エネルギー比率 30%の電気を試行的に調達している。その結果、手続き契約金額を増加させることなく、契約締結を実現できたところである。

以下では、新宿御苑において実施した、RE100 の基準に準拠する再生可能エネルギー比率 30%の電気の供給を受ける契約（以下「本契約」という。）の概要及び調達手続等の事例について紹介する。

なお、新宿御苑の調達は、単一施設及び単年度契約により実施したが、複数施設をまとめたバルク契約や複数年度契約を実施することで、スケールメリットによる応札者の確保や契約金額の縮小につながる可能性がある。

2 契約概要

（1）再生可能エネルギー電気の指定方法等

本契約の実施については、通常の電気の調達においても提示する仕様書に対し、以下の 2 つの文章を追加することで対応することができた。

① 供給電気の種類等を指定する文

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30%とすること。
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

② 供給電気が①の条件を満たすことを証明する資料を要求する文

乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

※甲：調達者（新宿御苑）、乙：契約する小売電気事業者

①は、本来は再生可能エネルギーの詳細を記載する必要があるところ、RE100 の取組自体が小売電気事業者に浸透していること、要件がインターネット上にも公開されていること等から、当該記載のみで対応することができたところである。

②は、調達した電気はその出自を調達者側で後に確認することは困難であることを踏まえ、事業者側にその証明について、書面で提出を求めたものである。ただし、この文面には当該書面の提出頻度及び記述内容について定めがなかったことから、新宿御苑では契約後、事業者と協議によりそれらを定めることとなった。実施を検討される場合には、それらも併せて事前に仕様書等に定め、公告することが望ましい。（半期ごとの提出を想定した提出様式例を31ページに掲載）

（2）具体的な内容とスケジュール

契約の流れ及び具体的なスケジュールを、下図に示す。

- ① 入札公告と併せて、調達する電気の再生可能エネルギー比率（30%）及びその定義を仕様書として提示（具体的な仕様書については次頁を参照）
- ② 入札参加希望の小売電気事業者に対し、「競争参加資格確認申請書及び資料¹⁵」の提出を求め、入札参加資格の審査・確認を行い、審査結果を通知
- ③ 入札参加資格の審査に適合した小売電気事業者に限って入札・開札を行い、契約相手先を決定し、平成31年4月～令和2年3月までの再生可能エネルギー比率30%の電気の供給に関する契約を締結

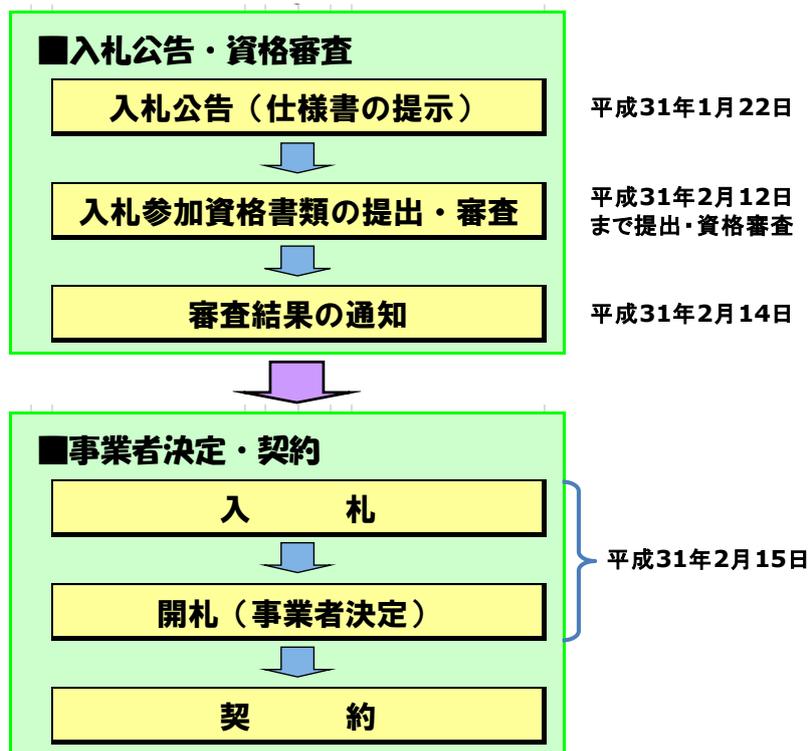


図 本契約の手続及びスケジュール

¹⁵ 競争参加資格確認書類として、以下の書類の提出を求めている。

- ① 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 裾切り基準を満たすことの適合証明書及び基準を満たすことを証明する書類

(3) 仕様書の抄録について

本契約で実際に使用した仕様書（抄録）は、以下のとおりである。

(抄)

1. 概要

- (1) 件名 平成 31 年度新宿御苑で使用する電気 (NO.1 及び NO.2) の調達
- (2) 需要場所 東京都新宿区内藤町 11 新宿御苑
- (3) 業種及び用途 官公署 (公園)

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア. 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 6,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 6,000V
- エ. 標準周波数 : 50Hz
- オ. 受電方式 : 1 回線受電方式
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア. 予定契約電力 【略】
- イ. 予定使用電力量 【略】

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

- (4) 使用期間 : 自 平成 31 年 4 月 1 日 0 時 00 分
至 平成 32 年 3 月 31 日 24 時 00 分

- (5) 電力量等の計量 【略】

- (6) 需給地点 【略】

- (7) 電気工作物の財産分界点 【略】

- (8) 保安上の責任分界点 【略】

(9) 対価の支払方法

ア～イ 【略】

ウ. 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面 (様式自由) で提出することとする。

エ～オ 【略】

(10) その他

ア～オ 【略】

カ. その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(参考) RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

本契約で再生可能エネルギー電気の定義に用いた「RE100 TECHNICAL CRITERIA¹⁶」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電（Self-generated electricity）
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力（Purchased electricity）
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに環境省作成

¹⁶ <http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>